



# 主幹教諭研修

## 研修テーマに関する法規について

### 第3回 道徳教育・人権教育



# 1 道徳教育 (1)戦前

**学制**（1872（明治5）年）：「修身口授」  
（ギョウギノサトシ）

**教育令**（1879（明治12）年）：修身科として筆頭科目へ

**「教育ニ関スル勅語」**  
（1890（明治23）年）：修身の理念が明確に

# 1 道徳教育 (1)戦前

【小学校教則大綱（抄）（文部省令第11号）】

## 第二条

修身ハ教育ニ関スル 勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス

尋常小学校ニ於テハ孝悌、友愛、仁慈、信実、礼敬、義勇、恭儉等実践ノ方法ヲ授ケ殊ニ尊王愛国ノ志氣ヲ養ハンコトヲ努メ又国家ニ対スル責務ノ大要ヲ指示シ兼ネテ社会ノ制裁廉耻ノ重ンスヘキコトヲ知ラシメ児童ヲ誘キテ風俗品位ノ純正ニ趨カンコトニ注意スヘシ

高等小学校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ拡メテ陶冶ノ巧ヲ堅固ナラシメンコトヲ努ムヘシ

女兒ニ在リテハ殊ニ貞淑ノ美德ヲ養ハンコトニ注意スヘシ

修身ヲ授クルニハ近易ノ俚諺及嘉言善行等ヲ例証シテ勸戒ヲ示シ教員身自ラ児童ノ模範トナリ児童ヲシテ浸潤薰染セシメソコトヲ要ス

# 1 道徳教育 (2)教育課程に「道徳」を特設

## 昭和22年度学習指導要領一般編(試案)(抄)

○小学校

学年	1	2	3	4	5	6
国語	175(5)	210(6)	210(6)	245(7)	210-245 (6-7)	210-280 (6-8)
社会	140(4)	140(4)	175(5)	175(5)	175-210 (5-6)	175-210 (5-6)
算数	105(3)	140(4)	140(4)	140-175 (4-5)	140-175 (4-5)	140-175 (4-5)
理科	70(2)	70(2)	70(2)	105(3)	105-140 (3-4)	105-140 (3-4)
音楽	70(2)	70(2)	70(2)	70-105 (2-3)	70-105 (2-3)	70-105 (2-3)
図画工作	105(3)	105(3)	105(3)	70-105 (2-3)	70(2)	70(2)
家庭					105(3)	105(3)
体育	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)
自由研究				70-140 (2-4)	70-140 (2-4)	70-140 (2-4)
総時間	770(22)	840(24)	875(25)	980-1050 (28-30)	1050-1190 (30-34)	1050-1190 (30-34)

○中学校

学年	7	8	9
国語	175(5)	175(5)	175(5)
習字	35(1)	35(1)	
社会	175(5)	140(4)	140(4)
国史		35(1)	70(2)
数学	140(4)	140(4)	140(4)
理科	140(4)	140(4)	140(4)
音楽	70(2)	70(2)	70(2)
図画工作	70(2)	70(2)	70(2)
体育	105(3)	105(3)	105(3)
職業	140(4)	140(4)	140(4)
(農業、商業、水産、工業、家庭)			
必修科目計	1050(30)	1050(30)	1050(30)
外国語	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)
習字			35(1)
職業	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)
自由研究	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)
選択科目計	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)
総計	1050-1190 (30-34)	1050-1190 (30-34)	1050-1190 (30-34)

## 昭和33年学校教育法施行規則改正

○小学校

別表第1

区分	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	第六学年
国語	238(7)	315(9)	280(8)	280(8)	245(7)	245(7)
社会	68(2)	70(2)	105(3)	140(4)	140(4)	140(4)
算数	102(3)	140(4)	175(5)	210(6)	210(6)	210(6)
理科	68(2)	70(2)	105(3)	105(3)	140(4)	140(4)
音楽	102(3)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
図画工作	102(3)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
家庭					70(2)	70(2)
体育	102(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)
道徳	34(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
計	816(24)	875(25)	945(27)	1015(29)	1085(31)	1085(31)

備考

- この表の授業時数の一単位時間は、45分とする。
- かっこ内の授業時数は、年間授業日数を三十五課(第一学年については34課)とした場合における週当たりの平均授業時数とする。
- 第24条第2項の場合において、道徳の外に宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。(別表第2の場合においても同様とする。)

○中学校

別表第2

区分	第一学年	第二学年	第三学年
国語	175(5)	140(4)	175(5)
社会	140(4)	175(5)	140(4)
数学	140(4)	140(4)	105(3)
理科	140(4)	140(4)	140(4)
音楽	70(2)	70(2)	35(1)
美術	70(2)	35(1)	35(1)
保健体育	105(3)	105(3)	105(3)
技術・家庭	105(3)	105(3)	105(3)
外国語	105(3)	105(3)	105(3)
農業	70(2)	70(2)	70(2)
工業	70(2)	70(2)	70(2)
商業	70(2)	70(2)	70(2)
水産	70(2)	70(2)	70(2)
家庭	70(2)	70(2)	70(2)
数学			70(2)
音楽	35(1)	35(1)	35(1)
美術	35(1)	35(1)	35(1)
道徳	35(1)	35(1)	35(1)
特別教育活動	35(1)	35(1)	35(1)

備考

- この表の授業時数の一単位時間は、50分とする。
- かっこ内の授業時数は、年間授業日数を35課とした場合における週当たりの平均授業時数とする。
- 中学校の各学年における必修教科、選択教科、道徳及び特別教育活動の授業時数の計は、1120を下ってはならない。
- 選択教科の授業時数については、左の通りとする。
  - 選択教科の授業時数は、毎学年105を下ってはならない。この場合において、少くとも1の教科の授業時数は、10以上でなければならない。
  - 1以上の選択教科の外に、農業、工業、商業、水産又は家庭(以下「職業に関する教科」という。)のうち1以上の教科を履修させる場合における当該職業に関する教科についての授業時数は、この表に定める授業時数にかかわらず、それぞれ35とすることができる。

「標準授業時数の在り方について」【文部科学省Webサイトより】

# 1 道徳教育 (3)道徳教育の充実

## 【教育基本法】（平成18年改正）

### 第二条（教育の目標）

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。  
(以下略)

# 1 道徳教育 (4)道徳の教科化への動き

## 道徳教育の充実について

教育再生実行会議 「いじめの問題等への対応について」(第一次提言) (平成25年2月26日)

子どもが命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むよう、国は、道徳教育を充実する。そのため、道徳の教材を抜本的に充実するとともに、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みにより教科化し、指導内容を充実し、効果的な指導方法を明確化する。その際、現行の道徳教育の成果や課題を検証するとともに、諸外国における取組も参考にして、丁寧に議論を重ねていくことを期待する。

### 道徳教育の充実に関する懇談会

「今後の道徳教育の改善・充実方策について」(報告)  
(H25.3.26設置。10回の審議を経て、H25.12.26報告。)

#### ◆ 道徳教育の課題

- ・ 学校間や教師間の差が大きい
- ・ 各教科等との役割分担や関連を意識した指導が不十分
- ・ 指導方法に不安を抱える教師が多い
- ・ 学年が上がるにつれて、児童生徒の受け止めがよくない
- ・ 振り返らせたり、具体的にどう行動すればよいかという側面に関する指導が不十分 等

#### ◆ 道徳教育の改善の方向性

道徳教育の改善を図るため、制度上、道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として新たに位置付けることを検討すべき。

- ① 道徳教育の目標と「道徳の時間」の目標をわかりやすい記述に改め、両者の関係を明確化。
- ② 発達の段階ごとに内容を明確化。いじめの防止や生命の尊重、自律心、家族や集団の一員としての自覚、ルールやマナー、法の意義を理解して守ること、社会の一員としての主体的な生き方、アイデンティティなどに留意。
- ③ 発達の段階をより重視した指導方法の確立。具体的な動作等を取り入れた指導や問題解決的な指導の充実。全体計画の実質化、各教科等との関連付けの強化。
- ④ 数値による評価は今後も行わない。
- ⑤ 一定水準の授業が実施されるよう、教科書を導入することが適当。

- 「心のノート」を全面改訂した「私たちの道徳」を全国の小・中学校に配布。平成26年4月から使用開始。

### 中央教育審議会

「道徳に係る教育課程の改善等について」(答申)  
(H26.3.4設置。10回の審議を経て、H26.10.21答申。)

- ① 道徳の時間は、学習指導要領に示された内容を体系的に学ぶという教科と共通する側面と、道徳教育全体の要となって人格全体に関わる道徳性を育成するものであり、原則として学級担任が担当することが望ましいこと、数値による評価はなじまないことなど、教科にはない側面があることを踏まえ、道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として位置付ける。

※特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極と指摘。

- ② 目標を、明確で理解しやすいものに改善。道徳教育も「特別の教科 道徳」(仮称)も、最終的には「道徳性」の育成が目標。道徳教育の目標は簡潔な表現に改め、「特別の教科 道徳」(仮称)の目標は、判断力、道徳的心情、道徳的行為を行う意欲や態度を育てることなどを通じて、よりよく生きていくための資質・能力を培うこととして提示。
- ③ 内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善。四つの視点の順序等を適切に見直す。キーワードなども活用しつつ、内容項目をより体系的で効果的に示す。情報モラルや生命倫理などの現代的課題の扱いを充実。
- ④ 対話や討論など言語活動を重視した指導、道徳的習慣や道徳的行為に関する指導、問題解決的な学習、小・中学校の違いを踏まえた指導など、多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善。家庭や地域にも開かれた道徳教育を進める。

- ⑤ 「特別の教科 道徳」(仮称)の中心となる教材として、検定教科書を導入。

- ⑥ 一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実。多面的、継続的に把握し、総合的に評価。数値などによる評価は不適切。

※指導要録の具体的な改善案等については、会議を設け、今後専門的に検討。

### 学習指導要領等の一部改正(案)

- ◇ 学校教育法施行規則において、道徳の時間を「特別の教科 道徳」として位置付け。学習指導要領において、学校教育全体としての道徳教育に関することは「第1章 総則」に、「特別の教科 道徳」に関することは「第3章 特別の教科 道徳」へと構造化。

- ◇ 学校教育全体としての道徳教育の目標は、児童生徒の道徳性を養うという趣旨を明確化。道徳科の目標は、育成すべき資質・能力を明確化。

- ◇ 内容について、  
・「自分自身」「人との関わり」「集団や社会との関わり」「生命や自然、崇高なものとの関わり」の視点により、構造化・体系化  
・内容項目に応じたキーワード  
・いじめの問題への対応を充実 などの改善を行う。

- ◇ 指導方法の配慮事項として、問題解決的な学習、体験的な学習など指導方法の工夫のほか、情報モラル、環境、科学技術と生命倫理等に関する事柄を追加。

- ◇ 教材については、教育基本法や学校教育法等に従い、発達の段階に即し、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないことなどの配慮事項を明記。

- ◇ 評価については、児童生徒の成長の様子を把握することが基本。数値評価を行わないことは従前と同様。  
※近く、専門家によるWGを設置し、専門的に検討。

- ◇ 道徳教育の全体計画や教育活動等の公表など、家庭や地域社会との連携について記載を充実。

# 1 道徳教育 (4)道徳の教科化への動き

## ＜道徳教育の目標＞

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

## ＜「特別の教科 道徳」の目標＞

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

## 2 人権教育 (1) 人権教育とは

### 【人権教育及び人権啓発の推進に関する法律】 (2000年)

#### 第二条

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## 2 人権教育 (1) 人権教育とは

### 【人権教育のための国連10年行動計画（一部抜粋）】

(1995～2004年)

人権教育とは、知識と技能の伝達並びに態度の形成を通じて、人権という普遍的文化を構築することを目的とする研修、普及及び広報努力。

### 【人権教育のための世界計画 第1フェーズ（2005～2007）行動計画】（のち2年延長）

人権教育とは、知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う、教育、研修及び情報である。

### 【人権教育及び人権啓発の推進に関する法律】

(平成12年12月6日法律第147号)

第一条 (目的)

第二条 (定義)

第三条 (基本理念)

第四条 (国の責務)

第五条 (地方公共団体の責務)

第六条 (国民の責務)

第七条 (基本計画の策定)

第八条 (年次報告)

第九条 (財政上の措置)

### 【人権教育・啓発に関する基本計画】

(2002 (平成14) 年)

#### 第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

- 1 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供
- 2 発達段階等を踏まえた効果的な方法
- 3 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

# 2 人権教育

## (4) [第一次とりまとめ] から [第三次とりまとめ]

### 人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]【概要】

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

☆人権教育のさらなる充実を求める機運が高揚している

○「人権教育の指導方法等の在り方について」

\*【第一次とりまとめ(平成16年6月)】：「人権教育とは何か」についてわかりやすく提示

\*【第二次とりまとめ(平成18年1月)】：指導方法等の工夫・改善のための理論的指針を提供

⇒【第三次とりまとめ】：第二次とりまとめが示した理論の理解を深めるため、具体的な実践事例等の資料を収集・掲載 【「指導等の在り方編」と「実践編」の2編に再編】

### 指導等の在り方編

#### 第I章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方

##### 人権教育の目標

児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること。

【人権教育を通じて育てたい資質・能力】

自分の人権を守り他の人の人権を守るための実践的な行動

自分の人権を守り他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度

人権に関する知的理解  
(知識的側面)

人権感覚  
(価値・態度的側面/技能的側面)

人権が尊重される教育の場としての学校・学級

#### 第II章 学校教育における人権教育の指導方法等の改善・充実

##### 第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携

1. 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進
2. 学校としての組織的な取組とその点検・評価
3. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

##### 第2節 人権教育の指導内容と指導方法

1. 指導内容の構成
2. 効果的な学習教材の選定・開発
3. 指導方法の在り方

##### 第3節 教育委員会及び学校における研修等の取組

1. 教育委員会における取組
2. 学校における研修の取組

### 実践編

#### 「指導等の在り方編」の理解を助ける43の実践事例等

##### I 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携【事例1～9】

- 全体計画及び年間指導計画の例
- 学校としての取組の点検・評価の取組例
- 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間連携の取組例

など

##### II 人権教育の指導内容と指導方法【事例10～30】

- 人権に関する知的理解に関わる指導内容の構成例
- 人権感覚の育成に関わる指導内容の構成例
- 効果的な学習教材の選定・開発の例
- 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫例
- 「体験」を取り入れた指導方法の工夫例
- 児童生徒の発達段階を踏まえた指導方法の工夫例

##### III 教育委員会及び学校における研修等の取組【事例31～43】

- 各学校の成果に関する情報発信の取組例
- 効果的な研修プログラムの例

など

【文部科学省Webサイトより】

# 人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 補足資料 (令和3年3月)

## 2 人権教育 (5) 同和問題の解決に向けて

昭和40年 8月：「同和対策審議会答申」

昭和44年 7月：「同和対策事業特別措置法」

昭和57年 4月：「地域改善対策特別措置法」

昭和62年 4月：「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」

平成 8年 5月：「地域改善対策協議会意見具申」

平成 8年12月：「人権擁護施策推進法」

平成12年12月：「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

## 2 人権教育 (6) 徳島県の人権教育

平成3年5月：「徳島県同和教育基本方針」

平成11年3月：「『人権教育のための国連10年』徳島県行動計画」 ← 同和教育とともに人権教育も

平成14年3月：「同和問題の解決に向けて（基本方針）」  
← 同和問題に関する差別意識解消に向けた教育・啓発事業を人権教育・啓発に再構築。同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、積極的に推進。

平成26年3月改訂：「徳島県人権教育推進方針」

## 2 人権教育 (7)人権教育及び人権啓発施策

### (年次報告)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第8条に基づき、前年度において、各府省庁が取り組んだ人権教育・人権啓発の施策について国会に報告するもの



# 主幹教諭研修

## 研修テーマに関する法規について

### 第3回 道徳教育・人権教育

